

第13回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善 京都府地方協議会 議事概要

1. 日時

令和5年3月29日（水）10時00分～12時00分

2. 場所

京都府トラック協会 3階会議室

3. 出席者名

久本 憲夫 京都橘大学経営学部経営学科 教授（協議会座長）

西田 敏光 京都商工会議所 理事・産業振興部長

石垣 一也 一般社団法人京都経営者協会 理事 事務局長

小山 哲史 京都府中小企業団体中央会 専務理事

杉本 昌弘 京都倉庫協会 常務理事（代理出席）

齊内 直文 第一工業製薬株式会社 管理本部 総務法務部長

安村 顕 宝酒造株式会社 SCM部長

（欠席） 山崎製パン株式会社 京都工場セールス課長

荒木 律也 一般社団法人京都府トラック協会 会長

西畑 義昭 株式会社アースカーゴ 代表取締役会長

穂山 裕次 全日本運輸産業労働組合京都府連合会 執行委員長

（欠席） NPO法人 京都消費生活有資格者の会 理事

北野 絢 近畿経済産業局 流通・サービス産業課 流通・物流対策係長

（代理出席）

岸 泰広 京都労働局 労働基準部長（代理出席）

後藤 孝行 近畿運輸局 自動車交通部次長（代理出席）

木原 健太 近畿運輸局 京都運輸支局長（代理出席）

前野 勇雄 近畿農政局 経営・事業支援部食品企業課長補佐 (オブザーバー)

石本 将之 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 取引課長

(オブザーバー)

4. 導入と開会挨拶

(事務局)

- ・資料確認
- ・出席者紹介等

(近畿運輸局 自動車交通部 後藤次長)

ただいま、ご紹介いただきました近畿運輸局自動車交通部の後藤です。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、当協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

当協議会は、学識者、荷主、トラック事業者、労働組合など、トラック運送事業に関わる幅広い関係者に集まっていただき、取引環境や労働時間の改善についてご議論いただく貴重な場になっておりまして、今年度になりまして2回目の協議会でございます。

働き方改革関連法への対応が迫ったこの時期に、皆様と対面で協議できますことをありがたく感じております。

トラック運送業の課題は多くありますが、その中でも人材不足は喫緊の課題です。

人材確保対策を進めるにあたり、必要なことはサプライチェーン全体で取引環境の改善を図り、賃金や労働時間などの労働条件の改善をしていかなければなりません。

今年4月からは、1ヶ月60時間を超える時間外労働に対する賃金の割増率を50%以上にする必要があり、来年4月からは時間外労働の上限規制年間960時間が適用されます。

そのためには、労務費や燃料価格上昇にかかる経費などの必要な原価を反映した適正運賃の収受が必要となります。

令和3年12月に首相官邸で開催されました「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議」において、「価格転嫁施策パッケージ」に独占禁止法や下請法の執行強化が盛り込まれ、公正取引委員会が中心となって施策が進められているところです。

昨年末には、公正取引委員会の調査結果に基づき、受注者からの値上げ要請の有無にかかわらず取引価格が据え置かれており、事業活動への影響が大きい発注者13者が公表され、メディアにも大きく取り上げられました。

また、厚生労働省は改善基準告示の改正に伴い、トラックドライバーの長時間労働の是正のために、各府県労働局において「荷主特別対策チーム」を編成し、発着荷主等に長時間の荷待ちを発生させないことについて要請や改善に向けた働きかけを行うなど、関係機関で荷主対策が進められています。

改正貨物自動車運送事業法の「標準的な運賃」制度に基づき荷主交渉を進め適正運賃収受ができるよう、われわれ運輸局といたしましても関係行政機関、トラック協会などと連携して、しっかりと支援していきたいと考えておりますので、トラック協会の会員の皆様方におかれましては荷主交渉を進めていただきたいと考えております。

当協議会におきまして、取り組むテーマや方向性について忌憚のないご意見をいただければよい協議会になると考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(久本座長)

今回もよろしくお願いいたします。前回の協議会では、何か具体的な案があればもっと取り組んでいった方がいいのではないかという提案をしたと思いますが、実際にはなかなかよい案が浮かばないというのが現実だろうと思います。

しかし、皆さんよくご存じのように各省庁が適正な価格転嫁に向けて動いており、今までと違った状況になっております。このような状況が今後5年10年続くのかと考えるとかなり怪しく、今が千載一遇のチャンスであり、これを活かさない手はないと思います。そのために、色々なことを皆さんに考えていただければと思っております。

それではあまり時間がないので、さっそく議事に入らせていただきます。議題1「取引適正化の推進について」、まずは、事務局である京都労働局からご説明をお願いします。

5. 議題1について

(事務局 京都労働局 堀課長)

資料2 説明 (省略)

(公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 取引課 石本課長)

資料3 説明 (省略)

(近畿農政局 経営・事業支援部食品企業課 前野課長)

資料4 説明 (省略)

(近畿経済産業局 北野係長)

資料5 説明 (省略)

(近畿運輸局 金澤課長)

(事務局 京都運輸支局 木原首席)

資料6 説明 (省略)

(事務局 京都府トラック協会 竹谷常務)

資料6 説明 (省略)

資料7 説明 (省略)

(久本座長)

どうもありがとうございました。委員の皆様から、何かご質問などありますでしょうか。それでは議題2「適正な運賃収受の取組について」、事務局よりご説明をお願いします。

6. 議題2について

(事務局 京都運輸支局 木原首席)

資料8 説明 (省略)

(久本座長)

どうもありがとうございました。今、事務局から前回協議会以降の動きと、来年度の取組の案について説明がございました。これらについて事前に資料をお送りし、皆様にはご発言をお願いしていたところです。本日欠席の仁井田委員、西田委員からは、事前に意見をいただいておりますので事務局より発表いただきたいと思います。

(事務局 京都運輸支局 森永係長)

それでは、山崎製パン株式会社の仁井田委員のご意見から読み上げます。

「当社においては配送効率向上、労務状況改善のひとつとして配送回数の集約に取り組んでおります。店舗休業の多い時期に通常1日2回の配送を1回に集約するという取組を、年末年始、旧盆のほか、今年についてはゴールデンウィークも実施します。当社については主として自社の白ナンバー車両にて配送しているため、労務改善の一環としてお取引先であるチェーンストア様等と商談のうえご理解いただき取り組んでおります。また予約商品については発注リードタイムを長くする商談もあわせて実施しております。お取引先も昨今の物流環境を考慮し、柔軟に対応していただいております。当社は日配品を扱うメーカーですので、参考になる点は限られるかと思いますが荷主・納品先との交渉は以前よりしやすい環境ができつつあると考えます。」

続いて、京都消費生活有資格者の会の西田委員のご意見を読み上げます。

「次年度の取り組みについて、運送事業者に向けた取り組みだけでなく、消費者向けに運送業界の現状や問題点を知っていただく取り組みも設けてはどうでしょうか。介護や看護、保育などだけでなくいろいろな職場で人手不足です。トラック輸送の現状や問題点をメディアなどを通して広報することも大切だと思います。例えば、通販利用時の送料の表示に、「誰が、どれだけ負担するか」などの表示があれば、より運送事業者の存在を消費者が意識できるのではないかと思います。また、コンビニやスーパーなどの配送についても、環境問題と絡めて取り上げる方法もあるのではないのでしょうか。もっと消費生活にもトラック輸送が大きく関わっていることを実感できると思います。」

(久本座長)

どうもありがとうございました。それではご出席の皆様からご意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(京都府トラック協会 荒木会長)

適正な取引に向けた取り組みとして、当協会では、荷主団体様に「標準的な運賃」の説明をしたり、セミナーを開催して改善基準告示や割増残業賃金率の改正などについて説明したりしました。

当社の事例を挙げますと、昨年9月頃から、このままでは事業継続が難しいのではないかという認識から、全荷主様と運賃交渉をしました。交渉の際には、国土交通省と近畿トラック協会が作成した「標準的な運賃」のリーフレットを活用し、事業継続にどの程度の運賃が必要か説明させていただきました。この交渉の結果、1社を除き、平均20%程度の値上げを飲んでいただきました。

一番助けられたのが公正取引委員会様による企業名の公表です。これにより、昨年「運賃交渉には応じない」と明言していたところが、2月頃に手のひらを返したように応じていただきました。全ての仕事が継続したわけではありませんが、再契約できた4月からの仕事については、全て20%値上げした内容で結ぶことができました。

当社のお客様は全て年間契約ですが、やはり運賃交渉させていただいたおかげで実際に運賃を上げることができました。

(久本座長)

どうもありがとうございました。非常に有益なご意見で、やはり根拠をもって交渉することが非常に重要だと思います。ほかにご意見はありますでしょうか。

(近畿運輸局 自動車交通部 後藤次長)

よく聞く話として、運賃交渉をした際に交渉相手から「ほかの取引先は交渉に来ていない」と交渉を渋られるケースがあるようです。このような事例を踏まえ、価格交渉促進月間に事業者に対して交渉に行くよう働きかけることはできないのでしょうか。

(公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 取引課 石本課長)

交渉するかどうかは各事業者の自由でもある点や、独占禁止法上の価格カルテルといった問題になり得る点を踏まえるとなんとも言いがたい部分だと思います。

(久本座長)

公正取引委員会という立場上言いにくい話もあるだろうと思いますが、今の時代の流れからすると、強制力がない範囲での呼びかけは別にいいのではないかと思います。状況が変わっているであろう5年後10年後に同じことをすれば、社会的に不公正だという風に問

題になるかもしれませんが、現時点では大丈夫だと個人的には思います。

ほかにご意見はありますか。

(株式会社アースカーゴ 西畑委員)

委員の皆様には私どもの業界を応援していただき、本当にありがたく思っております。

いわゆる2024年問題についてしっかり取り組んでいかなければならないと考えております。まずは、自社が今どのような状況なのか現状を把握し、そこから勉強を重ね実際の取組につなげていくという努力が必要であると思います。そして、最終的に取り組まなければならないのが運賃交渉です。

この業界は、長時間労働や全職業平均よりも2割以上低い年間賃金といった課題を抱えていると言われております。様々な努力を重ねた上で、コストを吸収できない部分については運賃のお願いをしなければなりません。

先ほど荒木会長からありました「標準的な運賃」のリーフレットを活用したとのお話について、資料を活用することで実際に効果が出るということで驚きました。今後もっと活用したいと思った次第です。弊社の場合、値上げは10%もいっていません。

また、「標準的な運賃」については適用期限の延長を強く要請したいところです。運賃が伴わないことには2024年問題への対応も難しいと思います。

(久本先生)

非常に参考になるお話でした。こういったことを業界全体に周知したり波及させたりすることが、非常に重要なのではないかと思います。

ほかにご意見はありますか。

(運輸労連 穉山委員)

適正な取引に向けた現状の取り組みに水を差すわけではありませんが、もっと「国民生活や経済活動を支えるインフラの維持が困難になる」とストレートに断言するような発信をしてもよいと思います。

荷主企業は運賃には比較的理解があるようですが、近畿トラック協会のアンケートにもあったとおり運輸業界における働き方改革に対する認識はまだ低いと思います。トラック事業者は、荷主企業からオーダーがあれば、たとえ休憩時間を削ってでもやりきらなければなりません。今後労働時間の上限規制が適用されればそれもできなくなります。つまり、仮に運賃をもらえたとしても法律上運べなくなるという環境になってくるわけですが、荷主企業の中には、そういったことに関する認識が十分でないところもあると思います。各省庁が、色々な形で労働時間の上限規制や運賃交渉への協力などをアナウンスしてくださっていますが、実際の運行にかかる具体的な影響もアナウンスしていただければと思います。

(久本座長)

ありがとうございました。業界団体からはいかがでしょうか。

(京都府中小企業団体中央会 小山委員)

中央会はトラック事業者を始め中小企業の組合をまとめている団体です。価格転嫁と人手不足は、全業界業種の共通のテーマになっています。たとえば人手不足については、ハローワークに出しても応募が来ないというお話もたくさん聞こえてきます。

以前、京都と他府県の会社が組んで、長距離運送対策として、共同で貨物を一時保管する場所を設けるというお話を聞きました。これからは、業界業種の垣根を越えて一緒に取り組むなど、色々な知恵を出していかなければならないと思っています。

また、トラックを含め、運送業のドライバーの社会的なステータスをもっと挙げていく必要があると思います。運賃を上げるだけでは、その後業界がしぼんでいってしまうと思いますので、そのような大きな視点も議論を深めていく必要があるのではないかと思います。

(久本座長)

ありがとうございます。まだご意見があるかと思いますが、残る議事もあるため次へ移りたいと思います。

それでは、議題3「人材確保の取組について」、事務局からご説明をお願いします。

7. 議題3について

(近畿運輸局 金澤課長)

資料9 説明(省略)

(事務局 京都運輸支局 木原首席)

資料10 説明(省略)

(久本座長)

ありがとうございます。今のお話のように色々な取り組みをされているわけですが、やはり人材確保が喫緊の課題であり、そのためには労働条件の引き上げが重要です。また、働きやすい職場についても、トラック業界に限った話ではなく、参与をしている京都府でも福祉業の事業所に関する同様の制度があります。今の若い人は、そういったところを重視するようになってきていると思いますので、そのような意味でも重要であると思います。

それでは、議題4「その他」について、事務局よりご説明をお願いします。

8. 議題4について

(近畿運輸局 金澤課長)

資料 1 1 説明（省略）

（久本座長）

ありがとうございます。本日は、近畿農政局からもご説明いただくことがあると伺っておりますが、いかがでしょうか。

（近畿農政局 経営・事業支援部食品企業課 前野課長）

資料 1 2 説明（省略）

（久本座長）

ありがとうございました。今のご説明についてご意見はありますでしょうか。

（運輸労連 穂山委員）

日本は今、物流の大転換をしなければならない時期にきています。今後の長距離輸送においては、実質的にドライバー交替方式が軸になるのではないかと思います。運行管理上の問題や法律上の問題がないか少し気になっています。

（近畿運輸局 金澤課長）

過去、法律による連絡日などの定義はありましたが、現在ではそれがなくなった一方で I T 点呼を含めた遠隔点呼ができるようになりました。遠隔点呼の場合でも最終的な責任は自社で負う必要があります。また、他社と取り組む場合、責任の所在があやふやになりやすいためしっかり取り決めをしておく必要があります。

私たちとしても、具体的にどのようなパターンがあるのか、どのように投資をすれば何がクリアになるのかというような例示が必要であると考えておりますので、いい資料が出てくるように本省に協力いただきたいと思います。

（久本座長）

次回の会議には、今のお話にあったようなものをきちんと出していただけるものと信じております。もちろん、取り組んでみて最終的に間に合わない部分もあるかもしれませんが、実務面、法律面それぞれの問題やポイントがわかれば、事業者も実際に対策を進めていくことができると思います。

ほかにご意見はありますでしょうか。

（京都経営者協会 石垣委員）

原材料費の高騰といったインフレなどが生活や事業を圧迫する中で、それを超える賃上げが様々なところで叫ばれています。しかし、賃上げばかりに注目すると、インフレが収ま

ったときに賃金も戻すという話になってしまいます。そうならないように、この業界で働く人たちの生活や健康などを広く議論しておかないと、事業の維持継続につながらないと考えます。

それから、人材確保についてもトラック業界に限った話ではなく、たとえば宿泊業や飲食業、小売業などはコロナ禍で完全に働き手が離れてしまっている状況です。補助金でなんとか生活しているところですが、コロナ禍が3年も続いた影響で業種としての魅力が失われており、また従業員のツテもなくなり、ますます従業員の確保が難しくなっています。先ほど大学との連携のお話がありましたが、関係機関が協力して明るく未来のある職場であることをPRできればと思います。このようなことも議論していければと思います。

(久本座長)

ありがとうございました。ほかにご意見はありますか。

(宝酒造株式会社 安村委員)

メーカーとしては、製品を安定的に消費者に届けることが使命であると考えていますので、色々な物流の問題がありますが、協力しながら引き続き取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

9. 閉会挨拶

(京都労働局 岸労働基準部長)

委員の皆様方には、活発なご議論をいただきありがとうございます。

来年度は、来年4月の時間外労働の上限規制や改正後の改善基準告示の適用に向けた最後の1年となりまして、トラック運転者の働き方改革については、大変重要な1年となります。これらの適用に向けた周知や、長時間の荷待ちなどの取引慣行の見直しに向けて、先般、国土交通省、厚生労働省の連名で協力をお願いさせていただいたところでございます。

トラック運転者の長時間労働を改善するためには、発荷主や国民を含めた着荷主などの皆様のご協力により取引慣行を見直すことや、生産性を上げるための働き方の改善というのが必要不可欠と考えてございます。皆様におかれましても、これらのことに向けましてお力添えをいただきたく、何卒よろしくお願いいたします。

京都労働局におきましても、引き続き関係機関と連携をしながら、荷主企業や国民全体に対する広報や、昨年9月に労働局において編成いたしました「荷主特別対策チーム」による発着荷主などに対する要請など、その改善に向けた働きかけを実施して参ります。

トラック運転者の長時間労働の改善に向けて、一層取り組んで参りますので、今後ともご協力いただきますようお願いいたします。本日はありがとうございました。

(補足意見)

会議終了後に第一製薬工業株式会社 齋内委員より意見

- ・ 大学との連携について説明があったが、取引の適正化についてはマーケティングの観点から大学と連携する手法もあるのではないか